

土壌環境基準

平成 3 年 8 月 23 日

環境庁告示第 46 号

改正平成 5 環告 19・平成 6 環告 5・平成 6 環告 25・平成 7 環告 19・平成 10 環告 21・平成 13 環告 16・平成 20 環告 46・平成 22 環告 37・平成 26 環告 44・平成 28 環告 30・平成 30 環告 77・平成 31 環告 48・令和 2 環告 35・令和 2 環告 44

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第 2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

[別表](#)

[付表](#)

土壌環境基準 別表

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 L につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K 0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年 6 月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 1 に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき0.05mg以下であること。	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K 0170-7の7の a)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年 4 月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 3 及び昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 L につき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法

項目	環境上の条件	測定方法
シマジン	検液 1 L につき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考 1 を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格 K 0170－6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第 3 文及び規格34の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 L につき 1 mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4 - ジオキサン	検液 1 L につき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

項目	環境上の条件	測定方法
5-1, 2-ジクロロエチレン		濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

[付表](#)

土壌環境基準 付表

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、P C B 及びセレンについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注1）した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位g）と溶媒（水（日本産業規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下同じ））（単位m l）とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500m l以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20℃）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1）

土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

（注2）

ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

2 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 2 ジクロロエタン、1, 1 ジクロロエチレン、1, 2 ジクロロエチレン、1, 1, 1 トリクロロエタン、1, 1, 2 トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3 ジクロロプロペン、ベンゼン及び1, 4 ジオキサンについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壌は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空けきが残らないように収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4℃以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1, 3 ジクロロプロペンに係る土壌にあつては、凍結保存するものとする。

(2) 試料の作成

採取した土壌からおおむね粒径 5 mmを超える中小礫、木片等を除く。

(3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料（単位 g）と溶媒（水）（単位 m l）とを重量体積比10%の割合となるようにとり（注 1）（注 2）、速やかに密栓する。このとき、混合液が 500 m l 以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね 20℃）常圧（おおむね 1 気圧）に保ちマグネチックスターラーで 4 時間連続してかくはんする（注 3）。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、上澄み液を共栓付試験管に分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする（注 4）。

（注 1）

使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空けき容量（単位 m l）を求める。一度空けき容量を測定しておけば、同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2 回目以降はその空けき容量を用いてよい。

（注 2）

試料 1 g 当たりの体積（m l）を測定し、（注 1）により求めた空けき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

（注 3）

試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。

（注 4）

上澄み液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機燐（りん）、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を 30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注 1）した後、非金属製の 2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位 g）と溶媒（水）（単位 m l）とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が 1,000 m l 以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20℃）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1）

土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

（注2）

ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

4 ふっ素及びほう素については、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注1）した後、非金属製の2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位g）と溶媒（水）（単位m l）とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500m l以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20℃）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器で溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1）

土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

（注2）

ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。